

## 流通経済大学利益相反マネジメントポリシー

### 1. 目的

大学が果たす社会貢献において社会連携活動を推進するにあたり、流通経済大学（以下「本学」という。）の教職員等が有する利益や責務と、大学の使命における教育・研究上の責務に利益相反が生じることがある。そこで、本学の利益相反に対する基本姿勢とマネジメント体制を確立していることを示し、本学の社会連携活動の健全な発展に資することを目的に流通経済大学利益相反マネジメントポリシーを策定する。

### 2. 利益相反マネジメントの基本方針

本学は、教職員等の大学における研究成果・知的財産等を、社会連携活動をととして積極的に社会に還元する。本学はこれらの活動において発生しうる利益相反について、以下の基本方針にしたがって行動する。

- (1) 知的価値の創造と新たな実学開発を実践するとともに、積極的な社会連携活動をととしてその成果を社会に還元し社会貢献をする。
- (2) 社会連携活動において発生しうる利益相反を未然に防止するため、利益相反マネジメント体制を整備する。
- (3) 適切なマネジメントと情報開示により、社会連携活動の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすことにより、社会からの信頼を維持する。
- (4) 本学の利益相反マネジメントは、教職員等の社会連携活動の自主性を尊重するものであり、これにより、教職員等が安心して社会連携活動に取り組める環境を整備することを推進する。

### 3. 利益相反の定義

社会連携活動における利益相反とは、次にあげる経済的利益相反、責務相反を指す。

- (1) 経済的利益相反とは、教職員等としての本学における地位に基づく責任ないし義務と、社会連携活動から教職員等が得る利益とが相反する状態をいう。
- (2) 責務相反とは、教職員等としての本学における地位に基づく責任ないし義務と、社会連携活動における責務とが相反している状態をいう。

#### 4. 利益相反マネジメントの対象者

社会連携活動に携わる以下の者（以下「教職員等」という）を利益相反マネジメントの対象者とする。

- (1) 本学の役員
- (2) 本学の全教職員
- (3) 本学から一定の身分を付与されている者
- (4) 本学の大学院生、学生で、社会連携活動に参加することが明記されている者

#### 5. 利益相反を未然に防止するための体制

##### (1) 利益相反マネジメント委員会

利益相反に関する審議等を行うため、流通経済大学利益相反マネジメント委員会（以下「利益相反委員会」という。）を設置する。利益相反委員会は法令、本学諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反に関する審議を行う。

##### (2) 利益相反相談員

教職員等及び利益相反委員会等に専門的見地から助言を行うため、利益相反相談員を置く。利益相反相談員は利益相反の専門家をもってあてる。

##### (3) 情報開示

利益相反に関する情報は個人情報保護に配慮しつつ必要な範囲で公表し、社会への説明責任を果たす。

#### 6. 利益相反マネジメント体制

本学で実施される社会連携活動における利益相反マネジメントについては、以下の組織と体制をもって対応する。

- (1) 教職員等が研究を実施する場合は、実施する予定の研究（以下「当該研究」という。）に関する倫理委員会（以下「当該倫理委員会」という。）所定の研究実施計画書と利益相反自己申告書を学長へ提出する。
- (2) 学長は利益相反委員会及び当該倫理委員会等への審査を付託する。
- (3) 利益相反委員会は、研究実施計画書と利益相反自己申告書をもとに利益相反状態の有無等について審査し、意見書等により当該倫理委員会へ報告する。
- (4) 当該倫理委員会は、教職員等の利益相反状態やその他を総合的に判断し、当該実施計画について承認か条件付承認、又は不承認の判定を行い学長に答申する。
- (5) 学長は、当該実施計画について承認か条件付承認、又は不承認を当該教職員等へ通知する。
- (6) 利益相反委員会は必要に応じ、当該教職員等に対してヒアリング等を通じて、利益

相反状態に関する見解を提示し、改善に向けた指導等を行うことができる。

- (7) 当該教職員等は、利益相反委員会の審査結果について、学長に異議申し立てができる。

#### 7. 利益相反マネジメントに対する教職員等の義務

社会連携活動に携わる教職員等は、利益相反マネジメントに対する次の義務を負う。

- (1) 教職員等は、社会連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防止するよう最大限の配慮と必要な合理的努力を行う。利益相反が生じた場合は、当該教職員等関係者は、本学または学長から要請されることについて真摯に協力しなければならない。
- (2) 教職員等は、前号以外でも本学または学長から利益相反マネジメントに関し、必要な協力を求められたときは、最大限協力をしなければならない。

#### 8. その他社会連携活動における利益相反マネジメントに関し、必要な事項は別に定める。

#### 9. 本ポリシーの適用時期

本ポリシーは、平成28年2月23日から適用する。